

高信頼制御通信研究奨励賞 選奨規程

高信頼制御通信研究専門委員会 令和2年10月1日制定

令和4年11月1日改訂

第1条(目的)

高信頼制御通信研究専門委員会が扱う技術分野の研究開発を活性化することを目的とし、高信頼制御通信研究奨励賞を本分野の若手研究者に贈呈する。

第2条(対象)

本研究専門委員会が主催する研究会のオーラルセッションにおいて、第一著者として論文を執筆し、かつ当日特に優秀な口頭発表を行なった者に対して授与する。ただし、当該年度の4月1日から翌3月31日までに本表彰を受けている場合は受賞対象とならない。受賞対象は原則として研究会毎に1件以内とする。

第3条(表彰)

表彰は、賞状と副賞とする。賞状には、受賞者名および受賞論文名を記載する。副賞は、賞金(5,000円)または図書カード(5,000円相当)とする。

第4条(選定)

高信頼制御通信研究専門委員会委員長は、研究奨励賞選考委員会(以下、選考委員会と略称する)を設置する。選考委員会は、論文内容、口頭発表を考慮した上で受賞候補者を選定の上、高信頼制御通信研究専門委員会へ推薦し、高信頼制御通信研究専門委員会の承認を得る。選定が終わった時に選考委員会を解散する。

第5条(公示)

本表彰を行なった場合には、受賞者名および受賞論文名を高信頼制御通信研究専門委員会のWebページに掲載する。

第6条(施行)

本規定は令和2年10月1日から施行する。

付則

本規程の改訂は、高信頼制御通信研究専門委員会の承認を得るものとする。本規定は、高信頼制御通信研究専門委員会のwebページに掲載する。

令和4年11月1日、名称変更、一部条文の変更、施行。

変更 第1条(目的)、第2条(対象)